

# 『吾妻鏡』における助動詞「令」の用法について

来田 隆

## 目次

- 一、はじめに
- 二、使役（尊敬）表現の「令」
  - (一) 強制
  - (二) 放任
  - (三) 尊敬
- 三、他動詞文構成の「令」
- 四、被支配待遇的表現の「令」
  - (一) 被動
  - (二) 許容依頼
  - (三) 恣意
- 五、まとめ

## 一、はじめに

和化漢文における助動詞「令（シム）」の意味用法を見ると、使役（広い意味での）と尊敬（令く給）形式の範疇に入

らないものが少なからず用いられていて、その取り扱いは議論の多いところである。これまで、問題となる「令」を使役・尊敬・謙讓の三類に撰する考えのほか、「再帰的用法」<sup>(1)</sup>、「被支配待遇的な表現」<sup>(2)</sup>、あるいは「莊重表現効果をもつ補助動詞的用法」<sup>(4)</sup>等といった説明が示されてきたが、いまだ充分解明されているとはいえないのが現状である。例えば、「令」が単独で尊敬や謙讓の意味を表すとする立場に立てば、「ス・サス」とは異なり「シム」だけにそのような用法がありうることへの説明が必要となる。「再帰的用法」や「被支配待遇的表現」という捉え方は示唆に富むものであるが、この方向からの究明は、その後進んでいない。かつて本稿の筆者も『御成敗式目』の「令」を取り上げて、「令」単独で尊敬や謙讓を表す例の認められないこと、問題となる「令」は「当為」ともいうべき用法であることを述べたことがある<sup>(5)</sup>。しかし、『御成敗式目』は法令集であり、文表現が類型的であつて、分量も少ないものであるため、ここに見られる「令」は自ずから用法も限定されていることや、問題となる「令」を「当為」の用法として一括りにして説明したところに問題があつた。そこで本稿では、「令」の使用頻度が高く、しかも用法も多彩である『吾妻鏡』を取り上げて、その「令」の意味用法を整理して、和化漢文の「令」の用法についての再考を試みるものである。

『吾妻鏡』の「令」については、すでに青木孝氏と松下貞三氏の論考がある<sup>(6)</sup>。青木氏は、「令」を使役・尊敬・謙讓の三類に分けられ、特に謙讓用法について、一人称に用いられるもの他に、二人称(尊大語)や三人称にも謙讓用法の「令」を認めるべきことを論じられた。松下氏は、『吾妻鏡』に用いられている全ての「令」を対象にされ、その意味用法を八類に分け、それらの意味用法を和化漢文としての表記体の性格と関連させて考察され、和化漢文の「令」についての研究を深められた。氏の示された分類について、典型的な使役と尊敬(令く給)用法を除く六類を若干の例と共に引用すると、次の通りである。(所在は『国史大系本』によって示しておられる。訓点は省略した。)

[尊敬]

①北条殿、同四郎主(略)等自<sub>レ</sub>土肥郷岩浦、令<sub>レ</sub>乗<sub>レ</sub>船、又指<sub>レ</sub>房州<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>纜(前42+)

〔謙讓〕

② 頼朝為伊豆国流人、雖不蒙指御定、忽廻籌策、可追討御敵之由、令結構候之間 (前188+4)

〔使役3 受身近似〕

③ 次令補地頭之輩、或背先例、或違父祖例 (後229+1)

④ 安田已下之家人等又不免劔刃、然而景久令雌伏、逐電云々 (前40-7)

〔使役4 許可・放任〕

⑤ 石橋合戦之時、令同意景親、殊現無道之間 (前57+5)

⑥ 父入道其過雖惟重、猶欲有宥沙汰之處、令自殺畢 (前86+6)

〔使役5 なりゆき・ありさま・継続〕

⑦ 重助者、猶令屬平家、背度々召畢 (前154-5)

⑧ 此間故祐經于今令存命者、定入興之由、被仰出、頗有御落涙之無云々 (前505-6)

〔使役6 完了・確認〕

⑨ 足利又太郎忠綱雖令同意于義広、野木宮合戦敗北之後、悔先非 (前68-2) (過去完了)

⑩ 勿首後、經日數之故、其面殊改雖、令變、大略無相違 (前77-4) (現在完了)

⑪ 今度不遂合戦、令帰洛者、有何眉目哉 (前137-7) (未來完了)

〔その他〕

⑫ 御家人内藤盛家、去年春以後、乱入于周防国遠石庄内石清水別宮領、刃傷神人友国、抑留神税 (前433+1) (丁寧)

⑬ 於為一向狂人者、秀衡争令賞哉之由、二品聊有御猶予 (前386-3) (意志近似)

⑭ 盛綱(略)遂令着向岸、追落行盛 (前129-7) (可能近似)

『吾妻鏡』における助動詞「令」の用法について

松下氏の意味用法の記述内容をここに詳しく述べる余裕はないが、なお検討すべき課題が残されている。例えば、右例①②の如く「令」単独で尊敬あるいは謙讓を表す用法を認めておられること、使役の助動詞「令」の意味用法を（使役完了・確認）といった時制の概念を持ち込まれて説明しておられること等である。そのため、八類に分けられた用法の相互関係という点から、右の分類には検討の余地が残されている。「吾妻鏡」の多彩な「令」の意味用法を体系的構造的に把握する試みはなお必要であろうと考える。

本稿の調査に用いた『吾妻鏡』の底本は寛永三年整版本である。国史大系本に比するに、「令」に関する異同はごく稀である。なお、今回の調査は巻十までのものである。全体の約五分の一に過ぎないが、それでも「令」は一二一〇例も得られるので、『吾妻鏡』の「令」の用法は大略ここまでに出尽くしていると考えて差し支えないであろう。

次下に『吾妻鏡』の「令」について考察するが、用例の引用にあたっては、煩を避けて寛永版本の訓点は省略した。

## 二、使役（尊敬）表現の「令」

使役表現は、使役主と動作主との間の意志の相関から、『強制』『放任』の用法に分けられる。

### (一) 強制

動作主に行為をするようしむける意の『強制』の「令」については、取り立てて論ずべきことはない。

1 武衛、又令持宿衣一領於千手前、更被送遣（三二二才）

2 遣郎従等於方々、令相尋（一二二才）

1のように、動詞の下に動作主（千手前）が置かれているか、あるいは、2のような形式で動作主が「令」に前置される構文（「遣シテ」の他、「招テ・仰セテ・召出シ・相語テ・差進セテ・差置テ・勸テ」など）であれば『強制』たることが、構文上から明らかであるが、このような例は三割程度にすぎない。

## (二) 放任

動作主の行為を妨げない意の《放任》の「令」とされる例は極めて僅かである。

3 父入道其過雖<sub>レ</sub>惟重<sub>一</sub>、猶欲<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>宥沙汰<sub>二</sub>之處、令<sub>レ</sub>自殺<sub>一</sub>畢、後悔無<sub>レ</sub>益<sub>一</sub>食臍 (二27ウ)

4 合戦已敗北、存<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>朝政天亡<sub>一</sub>歟之由、馳<sub>レ</sub>駕向<sub>レ</sub>于義広陣方 (二二8オ)

4 は、朝政を客語と見うるので《放任》と解される。しかし、朝政を主語(使役主)にとることも和化漢文の表記習慣から見て可能である。《放任》とは動作主が客語に立つものであるから、その場合には意味が変動することになる。この問題については後の四節で取り上げるところである。

(一) 強制・(二) 放任の用例数は、(一)が二三六例・(二)が二例である。ただ、松下氏もすでに指摘されているところであるが、和化漢文という表記体では、使役主と動作主との関係は文構造の上からは判然としないことが多く、そのため、語と語との資格関係の取り方によって「令」の意味把握も変動せざるを得ないところがある。本稿で示す用法ごとの用例数も変更の可能性を含むものである。

## (三) 尊敬

《尊敬》の「令」も、便宜ここで簡単に見ておきたい。

「令<sub>レ</sub>給」「令<sub>レ</sub>御」の形式で《尊敬》を表す「令」は四七四例を数える(「令<sub>レ</sub>給」形式が四五八例、「令<sub>レ</sub>御」形式が一五例)。(8)。「令<sub>レ</sub>御」形式は頼朝に対して用いられる場合も稀にある(二二例)が、他は帝・上皇に対して用いられる。「令」の単独用法で《尊敬》を表すものと積極的に認めるべき例は本稿の調査範囲には見られない。松下氏が尊敬とされる例については後に検討する。

## 三、他動詞文構成の「令」

使役表現と他動詞とは、《他者への働きかけ》という点では同じであるが、使役表現は《使役主が動作主とその動作を動作主の意志・主体においてさせる》ものであるのに対して、他動詞の方は動作主の意志・主体性を没却している点で、両者はその表現性が異なるものである。<sup>(9)</sup>従来、「令」の意味用法が論じられる場合、使役表現と他動詞文とを区別しないで、使役として一括して説かれてきているが、両者を区別してみると、「令」は使役表現としてだけではなく、他動詞文構成にも用いられるものであることが知られる。

まず、和語の他動詞語尾「ス」に相当する用法の「令」(i)として、例えば次のような例がある。

5 又為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>放火之煙<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>御厩舍人江太新平次<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>昇<sub>二</sub>于樹之上<sub>一</sub> (二13オ)

6 彼女以<sub>二</sub>件書<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>當時夫<sub>一</sub> (六57ウ)

7 於<sub>二</sub>遍照寺奥<sub>一</sub>、大覚寺北、菖蒲沢、虜<sub>二</sub>権亮三位中将惟盛卿嫡男<sub>一</sub>(略)令<sub>レ</sub>乘<sub>二</sub>輿<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>野地<sub>一</sub>之處 (五26オ)

8 件居所為<sub>二</sub>要害之地<sub>一</sub>、前途行路、共以可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>煩<sub>二</sub>人馬<sub>一</sub>間 (二9オ)

9 又曝<sub>二</sub>死骸<sub>一</sub>之時、為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>姓字人<sub>一</sub>、髻付<sub>レ</sub>簡々 (二17オ)

10 本自為<sub>レ</sub>先<sub>二</sub>猛悪<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>懷<sub>二</sub>諸人愁<sub>一</sub>之由謳歌 (四38ウ)

5 6の「令<sub>レ</sub>見」は、5では、江太新平次を木に登らせて放火の煙を「見させた」という意で、これは使役表現(強制)である。しかし、6は手紙を夫に「見せた」の意の他動詞に相当するものである。7は、寛永版本の訓は「ノセシム」とあるのであるが、輿に「乗せ」たとも解しうる。8 9 10の「令<sub>レ</sub>動詞」は、「煩はす」「知らす」「懐かす」という一方的他動行為を表す他動詞に相当するものである。「ス」と同様に「令」にも他動詞語尾を構成する用法があることが知られるのである。

和語動詞の接尾辞「ス」は他動詞を構成するものであるが、それは無意志動詞を意志動詞に転換するものであるとも言える。「令」にも無意志動詞の意志動詞化と見られる用法(ii)がある。

11 其狐、令<sub>レ</sub>変<sub>ニ</sub>老翁<sub>一</sub>、忽<sub>レ</sub>来<sub>ニ</sub>授<sub>ニ</sub>刀并抽櫛<sub>一</sub>等於嬰兒、於<sub>ニ</sub>翁深窓<sub>一</sub>、令<sub>ニ</sub>密音<sub>一</sub>云、可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>日本国主<sub>一</sub> (八27ウ)

12 而<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>囚人<sub>一</sub>之時、悉<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>分散<sub>一</sub>、今聞<sub>ニ</sub>候<sub>ニ</sub>御共<sub>一</sub>之由、令<sub>ニ</sub>群集<sub>一</sub>歟 (九29オ)

13 雖<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>僧<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>達<sub>ニ</sub>武芸<sub>一</sub>之間、今度相<sub>ニ</sub>伴<sub>一</sub>之云々 (九36オ)

14 家綱等、馳<sub>ニ</sub>到<sub>ニ</sub>于其船津<sub>一</sub>、先<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>度行家<sub>一</sub>、遣<sub>ニ</sub>二人使者<sub>一</sub>於行家之船、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>談合<sub>一</sub>事、称<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>来臨<sub>一</sub>由、行家、令<sub>レ</sub>察<sub>ニ</sub>家綱等造意<sub>一</sub>、斬<sub>ニ</sub>二人使者首<sub>一</sub> (二37ウ)

11の「変ス」はそれ自体は自他両用の動詞である。ここでは「令」を添加することによって、「(老翁に姿を)変える」という意志動詞に転換させたものと見ることが出来る。「密音ス」及び12「群集ス」は自動詞であるが、それを意志動詞化したものである。13「達ス」、14「察ス」も、この場合の意味としては意志的行為であることを「令」の添加によって含意させたものと解することができる。松下氏が「尊敬」とされた前掲①及び「その他(可能近似」とされた⑭も意志的行為を示す用法であることができる。また、「使役」なりゆき・ありさま・継続」とされた⑧も、「存命ス」という無意志動詞に付せられているが、これも、祐経の立場に立つて、その意志的主体的行為の如く表現したものと見ることが出来る。

事態を動作主とする無意志動詞に「令」が付せられる場合(iii)もある。

15 長門江太景国、蒙<sub>ニ</sub>御臺所御気色<sub>一</sub>、是奉<sub>レ</sub>扶<sub>ニ</sub>持御妾若公<sub>一</sub>(略)事、依<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>露頭<sub>一</sub>也 (六60ウ)

16 平家黨類等、在<sub>ニ</sub>伊勢国<sub>一</sub>之由、依<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>風聞<sub>一</sub>、遣<sub>ニ</sub>軍士<sub>一</sub>之時者 (三25ウ)

これらも、「露頭ス」「風聞ス」という事態の実現が人為的意図的なものであるという意を「令」によって示したものと解される。

漢語サ変動詞には、自他の区別が曖昧で意志動詞であるか無意志動詞であるかの区別は形態の上からは判別しにくいものが和語に比して少なくない。その欠を補い意志動詞の意を顕現すべく「令」が付される場合があるわけである。

一方、他動詞であることが、意味上明らかであるサ変動詞に付せられる「令」もある(iv)。

17 仰曰、令<sub>レ</sub>誅<sub>二</sub>兼隆<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>義兵之始<sub>一</sub>来十六日必可<sub>二</sub>帰参<sub>一</sub>者(二一〇)

18 乳母夫、中三権守兼遠懷<sub>レ</sub>之(三歳の義仲)、遁<sub>二</sub>于信濃国<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>養<sub>二</sub>育<sub>一</sub>之(二二四ウ)

19 伯耆守時家、初参<sub>二</sub>武衛<sub>一</sub>、是時忠息也、司馬令<sub>レ</sub>賞<sub>二</sub>翫<sub>一</sub>之、為<sub>二</sub>智君<sub>一</sub>(二二四ウ)

20 静(静御前)者、執行、頗令<sub>レ</sub>憐愍、相劳之後(五一八オ)

右の他に「扶持ス・賞ス・遺言ス・免許ス・焚焼ス・免除ス・誅戮ス・追伐ス・悩乱ス」などに付く例が指摘される。これらの、上位のものが下位のものに一方的に働きかける能動的行為を表す動詞に付せられた「令」は、動詞自体の持つ他者への一方的働きかけという能動的意味を「令」で明示せんとしたものと同じと見ることができるといえる。松下氏の⑬(意志近似)もここに属せしめうるものである。

他動詞文構成の「令」は、和語動詞における接尾辞「ス」が他動詞語尾として働き、無意志動詞を意志動詞に転換するものであることに通ずるものである。スーシムという対応関係の認識のもとに、個々の動詞の語性に応じて、他動詞語尾として、また意志動詞に転換したり、能動性を顕示するために「令」が用いられているのである。

以上の用法の用例数は、i 九例・ii 一五例・iii 一例・iv 二一例の合計五六例である。

#### 四、被支配待遇的表現の「令」

使役表現の「令」は、それを取り除くと文の論理構造が変わるものであるが、『吾妻鏡』には、「令」を取り除いても文の論理構造に変更を生じない、したがって使役表現とは異なる「令」が他動詞文構成用法以外に多数見られる。

すでに触れたように、和化漢文という表記体では、使役主と動作主との動作関係を語順の上から知ることができる例は少ない。語順は動作関係を積極的に示さないのである。例えば、次のような例である。

而件居所、為要害之地、前途後路、共以可令煩入馬之間、令a圖b繪彼地形、為得c其意、兼日密々被遣邦道、々々者、洛陽放遊客也、(略)向兼隆之館、酒宴郢曲之際、兼隆入興、數日逗留之間、如思至山川村里b以令c圖繪、今日帰参(一9オ)

山木郷に軍隊を派遣するために、その地形を図繪することを頼朝に命じられた邦道が、そこを圖繪して帰参したというのである。ここに二つの「令」が用いられているのであるが、aの使役主は頼朝であつて、この「令」は《強制》である。しかし、bでは、動作主である邦道が主語に立つ文脈である。いわば使役主は邦道であり、動作主もまた邦道である。形式的に言えば、bは「使役主(ガ)令動詞動作主(ニ・ヲ)」で表現し得るような動作関係を、客語(動作主)を主語に立てて「動作主(ガ)令動詞」と表現したものと見える。あるいは、同じ動作関係を、aは使役主側からの表現、bは動作主側からの表現であるとも言える。その結果として、bの形式は、動作主の行為が、自らの意志に基づくものではなくて、他者に支配されている行為であるという意味が生じる。このように動作主の行為がなんらかの支配下においてなされるという表現は、これを《被支配待遇的表現》と呼ぶことができる。<sup>(10)</sup>

《被支配待遇的表現》も、支配主と動作主との意志の関係から、《被動》《許容依頼》《恣意》に分けられる。

#### (一)被動

ここに《被動》とするのは、《強制》に対応するものであつて、動作主の動作・行為が他者の強制によつてなされるものであるという意を表すものである。支配主の意志の強弱から、《直接被動》と《間接被動》との二類に分けられる。

#### (1)直接被動

支配者の直接的働きかけによる行為を表すものを《直接被動》とする。先に掲げたbの「令」はこれに属する。下文

の例を挙げよう。

下 若狭国松永并宮川保住人

可<sub>下</sub>早任<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>国衙課役<sub>一</sub>事

右件所之地頭、宮内大輔重頼、寄事於所職、押<sub>レ</sub>妨<sub>レ</sub>国<sub>一</sub>由事、依<sub>レ</sub>国解<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>院所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>下</sub>也、早付<sub>レ</sub>地頭<sub>一</sub>事之外、於<sub>レ</sub>国衙之課役<sub>一</sub>者、停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>非法之妨<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>其勤<sub>レ</sub>之状、如<sub>レ</sub>件以下

文治四年九月三日(八26ウ)

頼朝が宮川保住人に国衙役を勤めることを命じたものであるが、文章構成から見て、事書の「令<sub>レ</sub>勤仕」の動作主は宮川保住人であつて、頼朝の命令に従つて勤仕すべしという意である。

この類の「令」は、特に院宣・下文等の上意下達の命令文に盛んである。右のような文書のみならず、宣下・下知・仰せなどによる命令を「(可<sub>レ</sub>)令<sub>レ</sub>勤詞之由(旨)」のような間接話法の形式で引用する場合にも、この種の「令」がよく用いられる。

21 藤原秀衡、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>武衛<sub>一</sub>也、平資長、可<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>木曾次郎義仲<sub>一</sub>之由、宣下(二18オ)

22 若有<sub>レ</sub>由緒<sub>一</sub>者、令<sub>レ</sub>参<sub>レ</sub>上政所<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>上子細<sub>一</sub>之旨、被<sub>レ</sub>仰<sub>下</sub>(五2オ)

23 今日騎馬勇士、在<sub>レ</sub>門前<sub>一</sub>、無礼也、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下馬<sub>一</sub>之由、景時加<sub>レ</sub>下知<sub>一</sub>之處(十42オ)

24 河越太郎重頼息女上洛、為<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>嫁<sub>レ</sub>源廷尉<sub>一</sub>、是依<sub>レ</sub>武衛仰<sub>一</sub>、兼日令<sub>レ</sub>約諾<sub>一</sub>(三35ウ)

25 土佐上人、琳猷帰国、令<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>住<sub>レ</sub>関東<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>一寺别当職<sub>一</sub>之由、頻雖<sub>レ</sub>抑留<sub>レ</sub>給<sub>一</sub>(四28ウ)

26 遣<sub>レ</sub>粮<sub>レ</sub>之程、令<sub>レ</sub>堪忍<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>、(略)之由、被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>御書<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>参州并御家人等<sub>一</sub>中(四9ウ)

25は頼朝が土佐上人に自分の言葉に従つて、関東に留まるように勧めているものである。26は前線にある参州に対して、兵糧を遣わすので堪え忍べと頼朝が命じているものである。

右の諸例は、「宣下・下知・仰せ」などの語から、その動作・行為が支配主の命令であることが明らかな場合であるが、次例の如く、文脈上からそうと判断されるものも少なくない。

27 本三位中将、自伊豆国、来著鎌倉、(略)狩野介一族郎従等、毎夜十人、令結番、守護之(三20ウ)

28 著讚岐国、誘住人等欲相具、各令帰伏(三36オ)

次の如く被支配者としての職務行為を表す動詞に付くものも、この類である。

29 為御代官令守護当国、相待平氏襲来(二11ウ)

30 而為庄内田地七町作人、令世渡之由言上(七16オ)

31 仍於時政、給七箇国地頭職者、各為令遂勤農候(六12オ)

松下氏の③(使役<sup>3</sup> 受身近似)はここに属するものとされる。

## (2) 間接被動

支配主の直接的働きかけではないが、その動作・状態が動作主の動作の要因になっている場合である。これを《間接被動》とする。

32 侍中披返状之後、知神慮不快之由、更令周章(二32ウ)

33 能盛、聞此事、馳出、竹根引目、射所、残之足夫、彼等令叫喚馳騷(四32オ)

34 对殊武将、忽決雌雄之條、為重事之間、聊令思案、顔色頗令変(三29オ)

35 万民為之、含愁訴、諸国依此事、令凋弊(六43ウ)

34は松下氏が「なりゆき・ありさま・継続」(④)とされたものであるが、忠頼を討つべく命じられた祐経の困惑と表情とを述べたもので、《間接被動》と解されるものである。

事態が支配主に立つ場合には、不可抗力な状況のために、止むなくする行為であるという意を表すものになる。

36 京都之經廻難治之間、令<sub>レ</sub>流行諸國、隱<sub>ニ</sub>身<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>々所<sub>一</sub>（四34オ）

37 仍肥後国住人、菊池二郎高直、為<sub>レ</sub>去<sub>ニ</sub>當時之難<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>帰伏<sub>ニ</sub>之由<sub>一</sub>（二29オ）

38 然而如<sub>ニ</sub>當時<sub>一</sub>者朝敵追討之間、依<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>他事<sub>一</sub>、若<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>遅々<sub>ニ</sub>候歟<sub>一</sub>（四14ウ）

39 家真、粧<sub>ニ</sub>軍船<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>数度<sub>一</sub>、終<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>凌<sub>ニ</sub>風波<sub>一</sub>、空<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>帰洛<sub>一</sub>（七28オ）

松下氏が「使役6 完了・確認」とされる⑩も、日数の経過が原因となつて、俊綱の首の様子が変わってしまったという因果関係を述べたものであり、《間接被動》の「令」とされる。

(二) 許容依頼

動作主自らの主体性において行う動作を使役主が妨げることなく認める《許可》に対応するもので、その動作主が主語に立つ場合である。支配主の許可を頂いてする行為である意を表す。これを《許容依頼》とする。次の如き例である。

40 不<sub>レ</sub>書<sub>ニ</sub>盡愚詞<sub>一</sub>、併<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>省略<sub>一</sub>候畢（四34ウ）

41 頼朝こそ可<sub>ニ</sub>勤仕<sub>一</sub>事にて候へば、愚力の及候はん程ハ、可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>奔走<sub>一</sub>候（九5ウ）

42 頼朝訪<sub>レ</sub>遠祖<sub>一</sub>、<sup>波</sup>神武天皇初<sub>一</sub>、<sup>天</sup>日本国豊葦原水穗<sub>一</sub>、<sup>尔</sup>令<sub>ニ</sub>濫觴<sub>一</sub>、<sup>天</sup>五十六代<sub>一</sub>、<sup>仁</sup>相当<sub>一</sub>、<sup>礼留</sup>清和天皇<sub>一</sub>、<sup>乃</sup>第三<sub>一</sub>、<sup>乃</sup>孫<sub>一</sub>、<sup>奥利</sup>携<sub>ニ</sub>武芸<sub>一</sub>、<sup>天</sup>（二25ウ）

松下氏の「謙讓」とされる②も右の類である。

《許容依頼》は、支配主の許可を得てする意であり、「くさせていただく」という謙讓の意味あいを伴うものである。そのため謙讓動詞とともに用いられるものが殆どを占める。

43 直実此間在国、今日令<sub>レ</sub>參上<sub>ニ</sub>賜<sub>一</sub>件下文（二33オ）

44 可<sub>レ</sub>鎮<sub>ニ</sub>旁狼籍<sub>一</sub>之由、兼<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>存知<sub>一</sub>候之處、不<sub>レ</sub>審次第出来候（五24オ）

45 六月一日御教書、七月廿八日到来、謹<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>拜見<sub>一</sub>候訖（六52オ）

46 可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>停<sub>ニ</sub>止<sub>一</sub>非法<sub>一</sub>之由、成<sub>ニ</sub>下文<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>進上<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub>（八26オ）

《許容依頼》は「謙讓」に極めて近いのであるが、「ス・サス」に単独で「謙讓」を表す用法がないことから、《被支配待遇的表現》として取り扱うのが穏当であろう。《許容依頼》の「令」は書状・請文・願文などに集中して見られる。これらの文章では、表現主体が動作主体となる動詞の頻出する文章であるゆえである。

(三) 恣意

《放任》に対応するもので、《放任》での動作主に相当するものが主語に立つ形式である。支配主の関与できないところでなされる行為に対して、《放任》は支配主の責任として捉える表現であるが、この場合は、支配主の意志に反し、不利益を被らせる動作主の責任行為と捉える表現である。これを《恣意》とする。

動作主の行為は意志的なものと無意志的なものがある。意志的行為の場合には支配主の意志に反することを故意にするという意を表すことになる。

47 于<sub>レ</sub>時、令<sub>レ</sub>與<sub>二</sub>景親<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>射<sub>二</sub>源家<sub>一</sub>之輩、後悔銷<sub>レ</sub>魂 (一36オ)

48 縱雖<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>背予<sub>一</sub>、争<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>憚<sub>二</sub>後聞<sub>一</sub>乎 (四37ウ)

49 近日遠江国、居住御家人等、以<sub>二</sub>武威<sub>一</sub>、恣<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>内奏<sub>一</sub> (四32ウ)

50 (略) ナントテ候シハ、何<sub>二</sub>令<sub>二</sub>忘却<sub>一</sub>歟、希有悪兵衛尉哉 (四22オ)

50の「令忘却」は、この場合、意図的に忘れる意である。

《恣意》の「令」の大多数は右のような意志的行為を表す動詞に付されている。「令」が付される動詞を掲げると、次のようなものである。

- 一味ス・同意ス・與同ス・與力ス・属ス・同心合力ス・同心与力ス・(ヲ)致ス・巧ム・忽緒ス・押シ取ル・譴責ス・違背ス・違犯ス・對悍ス・押シ領ス・容隠ス・未済ス・難済ス・抑留ス・沽却ス・閑散ス・追捕ス・推參ス・経廻ス・乱入ス・首途ス・居住ス・牢籠ス

松下氏の⑤(使役5)⑨⑪(使役6)⑫(丁寧)も、ここに属せしめることができるものである。無意志的行為に付く用例もわずかながらある。

51 二品仰曰、使者申詞、相違哉、中八者、定令討死歟、橋次者、逐電歟(十三ウ)

52 供料米六十八石、為毎年役、被<sub>レ</sub>施之、若令不足者、引<sub>三</sub>募庄内乃貢<sub>二</sub>(略)之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>三</sub>遣源内民部太夫行景<sub>二</sub>(七十五オ)

53 新日吉社御領、武蔵国河肥庄事、本自為<sub>三</sub>請所<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>進<sub>三</sub>新年貢<sub>二</sub>候之所也、而去年、領家令<sub>レ</sub>逝去<sub>二</sub>之由、依<sub>三</sub>承候<sub>一</sub>、  
不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>進<sub>三</sub>年貢<sub>二</sub>之所<sub>一</sub>候(六五オ)

これらの「令」は、その動作・状態の実現が、不都合な結果をもたらすという意を表している。53は、領家が逝去した(死なれてしまった)ために、年貢納入の所管が不明になり、その為に年貢を納めることが遅くなったことを弁解しているものである。三節で掲げた4の例も、朝政を主語と見れば、ここに属するものである。

《被支配者待遇的表現》の「令」のそれぞれの用例数は、(一)1二五八例・(二)一一二例・(三)一一四例・(四)六八八例である。《恣意》の「令」は『御成敗式目』に多数見られる用法でもあつた。武家社会では許されない《恣意》的行為を規定する法令集であれば、この類の「令」が多用されているのは当然であると言えよう。

## 五、まとめ

以上、『吾妻鏡』における助動詞「令」の意味用法を体系的に把握することを試みた。用例の揭示を極力少なくし、それに対する説明も極めて簡略に済ませたため、意を尽くさないところがあるが、随時指摘したように、松下氏の分類とは異なるところの多いものとなった。本稿で考察した結果を纏めると次の如くである。

(1) 「令」は他動詞文構成にも用いられる。これは、接尾辞「ス」の意味用法に並行するものである。

(2) 単独で尊敬を表すとすべき積極的な例は見当たらない。

(3) 和化漢文の「令」の意味用法を複雑なものに見せているのは《被支配待遇的表現》の「令」である。これは、使役表現形式では動作主であるものを主語に立てた表現形式と考えることができる。動作主を主語に立てれば、通常の文表現として受身になるのであるが、『吾妻鏡』(和化漢文)においては、支配主と動作主の間の動作関係が強く意識される場合には、動作主を主語に立てる場合でも、「令」を用いる場合があるということである。支配・被支配関係が強く意識された文章表現では、このような「令」が特に多用されるものと推測される。

(1) に関連しては、使役の助動詞及び接尾辞としての「ス」と「シム」との関連をさらに究明することが必要である。また、(3)の事実から、例えば親鸞の『三帖和讃』等に見られる単独で尊敬または謙讓の如く使用されている多くの「シム」(例えば、「○未法五濁ノ衆生ハ、聖道ノ修行セシムトモ、ヒトリモ証ラエジトコソ、教主世尊ハトキタマヘ」(三帖和讃一七五)等)も『吾妻鏡』の《被支配待遇的表現》(《被動》)用法に関連するものであろう。本稿の考察によって、その解釈への手がかりが得られるのではないかと思われる。

本稿では、『吾妻鏡』の「令」の意味用法の記述を行った。したがって、歴史的な観点からの考察は別の機会にゆずらなければならない。

## 注

(1) 青木孝「吾妻鏡に見える謙讓の『令(シム)』」(『青山女子短大紀要』18輯 昭和39)・片岡了「中世における『シム』の用法」(『大谷学報』44・4 昭和43・3)・中川浩文「三帖和讃における『シム』の用法」(『女子大國文』3号 昭和40・5)等。

(2) 榎克明「再帰的助動詞『しむ』——シンラン研究について——」(『語文』17輯 昭和31・7)

- (3) 森野宗明「助動詞シムの特用法」(『国文学言語と文芸』5巻1号 昭和38・3)
- (4) 重見一行「親鸞の和讃における『シム』の用法——鎌倉期和化漢文中の「令」に関する試論——」(『国語国文』昭和52・10)
- (5) 拙稿「和化漢文における『令』の一用法」(『鎌倉時代語研究』5輯 昭和57・5)
- (6) 注(1)青木論文及び松下貞三「吾妻鏡における『令(シム)』の考察——漢文和化の道をたずねて——」(『国語と国文学』昭和50・5)。なお、松下論文の方法に従った和化漢文の「令」の研究として、堀畑正臣「平安時代の記録体漢文における『令(シム)』について——『真信公記』を中心にして——」(『国語国文研究と教育』9 昭和56・1)がある。
- (7) 『寛永版影印振り仮名つき吾妻鏡』(汲古書院刊)による。
- (8) 全巻を調査された松下氏は、「令(賜)」も使用されていることを指摘されている。
- (9) 『国語学大辞典』の「使役表現」(青木伶子執筆)。使役表現と他動詞とを厳密に区別できない場合もあることは、青木伶子「使役——自動詞・他動詞との関わりにおいて——」(『成蹊国文』10 昭和52)に詳しい。
- (10) 注(3)森野論文の用語を借用したものである。